

# 西原町かなまる商品券 の配布について

配偶者やその他家族からの暴力(DV)等の理由で、住民票の住所と異なる場所に住んでいる方は、申出により実際のお住まいの場所に商品券をお送りできる場合があります。

「1 対象者」のいずれかの方は、申出書の提出の手続きをお願いします。申出内容や個人情報は、厳重に管理します。

## 1 対象者

(1) 2026年(令和8年)3月1日に西原町に住民票があるが、DV等の理由で住民票の住所とは異なる場所に住んでいる方(町内・町外を問いません)

(2) 2026年(令和8年)3月1日に西原町に住民票がないが、それ以前からDV等の理由で西原町に住んでいる方

## 2 金額

1人当たり10,000円分

## 3 申出方法

西原町かなまる商品券のホームページに掲載している「DV等申出書」に必要事項を記載し、西原町役場産業観光課宛てに郵送もしくは窓口へ提出してください。なお、内容確認のためご連絡する場合があります。

## 4 申出期限

2026年(令和8年)9月30日(水)までに申し出てください。

Q 住民票どおりに住んでいませんが、対象になりますか？

A DV等をやむを得ない事情がある場合は、申出書の提出により、今住んでいる場所へ商品券を送付します。

Q 町内に住んでいますが、住民票が町外にあります。

A 基準日（2026年(令和8年)3月1日）以前から町内に住んでいる場合は、申出により対象となる場合があります。

Q 詳しい理由を聞かれる事や、証明書を出す必要はありますか？

A 「DV等被害申出受理確認書」の「対応機関」に該当事項を記入すれば、証明書の提出は原則不要です。西原町以外への相談は、関係者や申出者に電話等で聞き取りさせていただく場合があります。

Q 申出をすると、家族や世帯主に知られますか？

A 申出内容は、相談関係機関以外や世帯主に伝わることはありません。

### ●DV等申出書に関すること

西原町役場産業観光課 商工観光係

電話：098-945-4540

受付時間：平日8:30～17:15

### ●給付に関すること

西原町かなまる商品券事務局（西原町役場内）

電話：098-911-6664

受付時間：平日9:00～17:00

※令和8年10月1日から西原町役場の窓口（電話）受付時間が9時～16時に変更となります